

## 説明資料（川崎市におけるヘイトスピーチに関する取組）

令和6（2024）年8月1日  
川崎市市民文化局人権・男女共同参画室

## 1 ヘイトスピーチの現状

## (1) 公共の場所における街宣活動

川崎市では、令和元（2019）年に制定した川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例の施行以降、条例の要件に該当する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の有無を確認するため、必要な情報の収集を行っている。

川崎市内では、現在も定期的に街宣活動が実施されているが、条例の要件に該当するような明らかな差別的言動は確認されておらず、勧告、命令、公表、罰則適用に係る告発等を行っていない。

参加者の発言からは、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当しないよう注意を払っている様子が見え、罰則規定による抑止力が一定程度働いていると考えられる。

## (2) インターネット上の差別的投稿

市民からの申出や職権調査（インターネットリサーチ）により把握した差別的投稿のうち、特定の市民等（市の区域内に住所を有する者、在勤する者、在学する者。一人だけでなく複数人の場合も含む。）を対象にしたものであると明らかに認められ、その内容が、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当するものについて、川崎市差別防止対策等審査会の意見を事前に聴いた上で、拡散防止措置（プロバイダ等への削除要請）を行っている。

市民を対象とした差別的投稿は増加傾向にあり、拡散防止措置の取組を継続するとともに、人権啓発の強化が必要な状況となっている。

## ○ 審査会への諮問件数（令和6（2024）年3月末現在）

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計
56件	7件	28件	200件	291件

## ○ 拡散防止措置の実施件数（令和6（2024）年3月末現在）

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計
49件	7件	28件	198件	282件

## 2 ヘイトスピーチに係る人権啓発の取組

## (1) 拡散防止措置の結果の公表

人権啓発の観点から、どのような表現が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に

該当するのかを広く周知し、その解消に繋げることを目的として、拡散防止措置の対象となった投稿の表現の内容の概要等について、市の掲示場や市の公式サイト上に掲載している（別紙）。

## （２）様々な媒体を活用した啓発活動の実施

条例の周知を図るため、一般市民向けの啓発パンフレットを配布しているほか、小学校低学年向け、高学年向け、中高生向けのリーフレットを毎年川崎市内の全児童・生徒に配布している。

このほか、主要駅へのポスター掲出、大型ビジョンでの動画放映、バスの車内広告、インターネット広告など、様々な媒体を活用し、年間を通じた啓発活動を実施している。



（小学校低学年用リーフレット）

（駅掲出ポスター）

## （３）人権啓発イベントの実施

差別のない人権尊重のまちづくりの理念を広く市民に周知するため、人権フェア、人権学校をはじめ、各種の人権課題に応じた様々な人権啓発イベントを毎年実施している。

## （４）市職員向けヘイトスピーチ専門研修の実施

市民のために働く市職員が、地域の人権課題を知り、人権感覚を磨くことを目的に、ヘイトスピーチの被害の実態を学び、ヘイトスピーチ対策に関する国内外の動きを理解する内容の研修を実施している。（eラーニング及びオンライン講演会）

## 3 「人権教育・啓発に関する基本計画」の改定に際して

- 国籍、人種、民族等に対する偏見や誤解の解消に向けた取組、方向性の明示
- ヘイトスピーチ（特にインターネット上）に係る全国的な調査の実施
- ヘイトスピーチに対する自治体の取組（好事例）を共有する仕組み作り

インターネット表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する旨等の公表

川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（令和元年川崎市条例第35号）第17条第1項の規定に基づき、インターネット表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置を講じたので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年6月11日

川崎市長 福田 紀彦

## 1 本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する旨の認識

(1) インターネット上の電子掲示板「5ちゃんねる」へ、特定の市民等を対象として、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由とする次の表現を含む投稿をした行為は、いずれも本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する。

- ・「絶滅確定で劣等民族wwwwww」(事案番号1)
- ・「●●人(特定の民族名)こそ駆除すべき害虫だ」(事案番号2)
- ・「なんで国に帰らないの?」(事案番号3)
- ・「帰国しろよ」及び「強制的に、船にのせて良い」(事案番号4)
- ・「ゴミはゴミ箱に在日は●●(特定の地域名)に」(事案番号5)
- ・「有無を言わず祖国に強制送還」(事案番号6)
- ・「「祖国へ帰れ」日本人だけじゃなく世界の共通願望だよ」(事案番号7)
- ・「祖国に帰ってあげましょう」(事案番号8)
- ・「◆◆(特定の国名)で幸せに暮らしてね?」(事案番号9)
- ・「出ていけって言われるのは当たり前」及び「日本にいらねーよこんな奴ら」(事案番号10)
- ・「生まれて来なければいいのに」(事案番号11)
- ・「外からやってきて この国が嫌いだというなら 帰ればいいんだよ」及び「嫌なら帰ればいい」(事案番号12)
- ・「日本人なら誰もが祖国に帰って思うだろう」(事案番号13)
- ・「「お願いですから帰ってください」ならいいのかな?」(事案番号14)
- ・「お引き取りください で十分かと」(事案番号15)
- ・「「祖国へ帰れ」「差別の当たり屋」等は事実」(事案番号16)

- ・「お願いですから帰ってください、このとおりです」(事案番号17)
- ・「日本で被害を受けている外国人は日本から逃げればよい」(事案番号18)
- ・「「帰れ」じゃなくて、地上の楽園に「行け」でいいんじゃないね こんな地上の地獄みたいな日本にいるより、地上の楽園に行ったほうが幸せだよ」(事案番号19)
- ・「帰れよ」(事案番号20)
- ・「□□人(特定の人種)の外人なんて発見次第収容所送りか銃撃すべきだと思うが」(事案番号21)
- ・「嫌ならさっさと死ねよバカ×××(特定の民族の蔑称)」(事案番号22)
- ・「差別が嫌なら帰ればいいのに なんで寄生してんの？」(事案番号23)
- ・「良いから帰れよ」(事案番号24)
- ・「在日●●人(特定の民族名)の問題は、いつも「帰れ」に関するものである」(事案番号25)
- ・「帰れや」(事案番号26)
- ・「治安を維持するための法律を発令して×××(特定の民族の蔑称)駆除」(事案番号27及び28)
- ・「嫌なら半島へお帰り」(事案番号29)
- ・「帰れ」(事案番号30及び31)
- ・「腐れ◆◆人(特定の民族名)は日本から出ていけよ」(事案番号32)
- ・「早く徹底的な▲▲▲▲(特定の民族の蔑称)狩りが必要」(事案番号33)
- ・「3世でしがみついているのは寄生虫そのものだろ 帰るべきだし、言われても仕方ないだろ」(事案番号34)
- ・「「お引き取りください」とか「お引き取り願います」とかは言うけど」(事案番号35)
- ・「今後二度と差別を受けることがないように日本から出ていき」及び「日本から出ていくべき」(事案番号36)
- ・「帰ればええやんマジで・・・」(事案番号37)
- ・「在日がいなくなれば、差別がなくなるよ」(事案番号38)
- ・「被害者気取りの★★×××(特定の民族の蔑称)猿は最低の嘘吐き★★×××(特定の民族の蔑称)猿」(事案番号39)
- ・「なぜしつこく日本にしがみつくだよ! 帰れよ!」及び「すぐ祖国に帰ればいいんじゃないの?」(事案番号40)
- ・「ゴミ■◇◇◇◇■△△△(特定の民族を誹謗中傷する表現)」及び「ゴミ■◇◇◇◇(誹謗中傷する表現)は●●●●(特定の地域名)で帰るか、今すぐ氏ね」(事案番号41)
- ・「なんで安全で差別のない◆◆(特定の国名)に帰らないの?W」(事案番号

42)

- ・「嫌なら日本から出て行け！！（事案番号43）
  - ・「問答無用で送り返さない」と（事案番号44）
  - ・「死刑」（事案番号45）
  - ・「国籍国へ帰れなら良いのか？ もしくは犯罪者の息子は帰れとかw」（事案番号46）
  - ・「さっさと国へ帰れ」（事案番号47、48及び50）
  - ・「半島へおかえりになってはいかがですか？」（事案番号49）
  - ・「ゴミ■◇◇◇◇■△△△（特定の民族を誹謗中傷する表現）はとつとと●●●●（特定の地域名）に帰れ」及び「馬鹿なの？ 馬鹿×××（特定の民族の蔑称）なの？」（事案番号51）
  - ・「文句があるなら国籍国に帰れ」（事案番号52）
  - ・「嫌なら日本から出て行けばいいじゃないか」（事案番号53）
  - ・「嫌なら祖国に帰ればいい」（事案番号54）
  - ・「国外追放させられる法も作るべき」（事案番号55）
  - ・「さっさと帰り晒せボケ」（事案番号56）
  - ・「不法入国者とその一味を即刻強制退去だよな！」（事案番号57）
  - ・「国籍国へお帰り頂けばいいだけの話ですわwww」（事案番号58）
  - ・「世界最悪レベルの人種差別主義者腐れ●●●●人（特定の民族名）」（事案番号59）
  - ・「ヘイトニダと喚く◇◇◇◇（誹謗中傷する表現）」（事案番号95）
  - ・「帰って祖国に言え」（事案番号96）
  - ・「帰れよ△△△野郎（特定の民族を誹謗中傷する表現）」（事案番号97）
  - ・「バカ×××（特定の民族の蔑称）は日本から出て行け！！」（事案番号98）
  - ・「日本国籍を持たない●●●●◆◆◆◆人（特定の民族名）の居住区を●●●●●●●●（特定の地域名）に限定する●●●●人（特定の民族名）隔離条例か！」（事案番号99）
  - ・「差別がいやなら帰国か帰化しろよ」（事案番号100）
  - ・「気に入らないなら、お国に帰ればいいのに」（事案番号101）
- (2) インターネット上のブログサイト「ライブドアブログ」に、特定の市民等を対象として、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由とする次の表現を含む投稿をした行為は、いずれも本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する。
- ・「そんなに嫌なら誇らしい祖国に帰れよ」（事案番号60）
  - ・「犯罪者は強制送還が妥当だ、帰れと言われぬようにするのが筋だと思うぞ」（事案番号61）

- ・「祖国に帰れw」（事案番号62）
  - ・「祖国に帰れ」（事案番号63）
  - ・「すみやかに母国に帰してあげるべき」（事案番号64）
  - ・「帰国しろよ」及び「強制的に、船にのせて良い」（事案番号65）
  - ・「ゴミはゴミ箱に在日は●●（特定の地域名）に」（事案番号66）
  - ・「有無を言わず祖国に強制送還」（事案番号67）
  - ・「汚らしい奇形生物○○○○○（特定の民族を誹謗中傷する表現）」（事案番号68）
  - ・「日本国から在日どもを絶滅させてほしいわ」（事案番号69）
  - ・「在日●●人（特定の民族名）の問題は、いつも「帰れ」に関するものである」（事案番号70）
  - ・「日本国籍のない不法滞在者に「祖国にお帰りください」ということの何がおかしいのか説明してほしいわ」及び「義務も果たさず権利だけを声高に叫び日本を食い物にしてる外国人が「祖国に帰れ」と言われるのは当然のこと」（事案番号71）
  - ・「「半島へ行け」！ 此れならイイか」（事案番号72）
  - ・「死ね」（事案番号73）
  - ・「帰れや」（事案番号74）
  - ・「嫌なら帰国すればいい」（事案番号75、77及び83）
  - ・「帰国すればいいだけだよな」（事案番号76）
  - ・「嫌なら帰れ！」（事案番号78）
  - ・「嫌なら帰れ」（事案番号79及び84）
  - ・「過去に帰国事業あったら。何故帰らなかった」（事案番号80）
  - ・「嫌なら日本から出て行けばいい」（事案番号81）
  - ・「嫌なら帰国すればいいんだよ」（事案番号82）
  - ・「嫌なら出て行け」（事案番号85、87、88、89及び90）
  - ・「在日■◆猿（特定の民族を誹謗中傷する表現）」（事案番号86）
  - ・「帰国すればいいんだよ」（事案番号91）
  - ・「帰国だ」（事案番号92）
  - ・「日本以外の国に行けば良い」（事案番号93）
  - ・「しゃべる言葉は 嘘 詐欺 乞食のどれか」及び「屑」（事案番号94）
- (3) インターネット上のブログサイト「FC2ブログ」に、特定の市民等を対象として、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由とする「帰って祖国に言え」という表現を含む投稿をした行為は、いずれも本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する。
- (4) インターネット上の電子掲示板「爆サイ. com」へ、特定の市民等を対

象として、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由とする次の表現を含む投稿をした行為は、いずれも本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する。

- ・「日本から出て行け！この◎◎◎◎（誹謗中傷する表現）犯罪者民族が！」及び「バカ野郎！死ね！」（事案番号103）
- ・「しね・くたばれ・きえろ・失せろ」、「下等の種族・劣等の種族」、「下等生物」など（事案番号104）

## 2 インターネット表現活動に係る表現の内容の概要

上記1（1）から（4）までに記載のとおり

## 3 拡散を防止するために講じた措置

- （1）上記1（1）の表現を含む投稿について、「5ちゃんねる」を運営するロキテクノロジー社に削除を要請した。
- （2）上記1（2）の表現を含む投稿について、「ライブドアブログ」を運営する株式会社ライブドアに削除を要請した。
- （3）上記1（3）の表現を含む投稿について、「FC2ブログ」を運営するFC2, Inc. に削除を要請した。
- （4）上記1（4）の表現を含む投稿について、「爆サイ. com」の運営者（運営者非公表）に削除を要請した。

## 4 拡散を防止する措置を講じた年月日

令和6年6月10日

## 5 その他

- （1）上記1（1）から（4）までの表現は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当するものであるが、広く市民に周知することにより、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消を図るものである。
- （2）公表したもの以外の表現が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当しないという趣旨ではない。